提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する対応

政策等の案の名称:第2期美里町教育振興基本計画(案)

N	提出された意見等の概要		対応	修 正 内 容		
No.		採用有無	理由	(修正したとき)		
1	1. パブリックコメント手続きが形骸化	無				
	しています。					
	(1) 通過儀礼になっています。		パブリックコメントは、政策等の作			
	平成 29 年 11 月 18 日に町が開催		成過程における公正の確保及び透明性			
	した講演会「地方分権と住民自治、		の向上を図り、開かれた町政の実現及			
	住民参加、まちづくりのあり方」で		び町民の権利利益の保護に資すること			
	パブリックコメントは単なる政策		を目的としております。教育委員会で			
	を通すための通過儀礼になってい		の協議では、次のような意見がありま			
	ると講師が指摘しています。しか		した。			
	し、本町は何の見直しもしないで実		・ 住民から寄せられる意見が少な			
	施されています。		٧٧°			
			・ 内容を分かりやすくするなど住			
			民から意見が寄せられるような			
			工夫が必要ではないか。			
			・ パブリックコメントの実施に当			
			たって広報等でお知らせしてお			
			り、そのうえで意見が少ないので			
			あれば、ある程度やむを得ないの			
			ではないか。			
			・ パブリックコメントは、国及び県			
			においても行われているもので			

あり、それらの実施状況やその内容も踏まえ、美里町におけるパブリックコメントのあり方、実施内容について町長部局と協議を行い進めるべきではないか。

このようなことを踏まえ、今後、パブリックコメントを実施する際には、教育委員会でその内容をよく協議したうえで実施することとし、より多くの住民からご意見がいただけるよう努めてまいります。

- (2) 公表する政策案が雑です。
 - ① 配布用冊子と Web とで公表した 政策等の案の標題が異なっていま す。

配布用冊子:第2期美里町教

育振興基本計画

(素案)

Web:第2期美里町教

育振興基本計画

(案)

② 配布用冊子の2ページの「パブ リックコメント手続きについて」の 記述は、美里町パブリックコメント ご意見のとおり、配布冊子とWebの標題が異なっておりました。Webの標題「第2期美里町教育振興基本計画(案)」が正しいものです。初歩的なミスであり、大変申し訳ありませんでした。今後、このようなことがないよう、教育委員会の会議で内容をよく確認したうえで実施するようにいたします。

条文を確認したところ、ご意見のと おり内容が異なっていました。美里町 パブリックコメント条例を十分に確認 せず作成してしまいました。今後、パ 条例1条(目的)と異なっています。

「町政へ参加しやすくするため」 が目的ではありません。条文を確認 してください。

(3) 政策等の案の公表と併せて公表する資料が不足しています。

美里町パブリックコメント条例 5条2項には、政策等の案の公表 と併せて公表する資料が規定され ています。次の資料が不足してい ますので、条例違反になります。

① 政策等の案を立案する際に整理した実施機関の考え方及び論点(同項2号)

教育基本法 17 条 2 項でいう教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることは努力義務ですが、教育振興基本計画を作成することにした実施機関の考え方についての資料がありません。

ブリックコメントを実施する際には、 美里町パブリックコメント条例の目的 を踏まえて作成してまいります。

美里町教育振興基本計画の策定につした東にでは、平成30年11月に策定にした美里町教育振興基本計画(以下、「第1期計画」という。)の「第6章 計画と進行管理等」の「3 次期計画につなげる本計画の見直しるではる本計画の見があります。」としております。」としております。第2期計画を見越したものであります。第1期計画を見越したものであります。第1期計画を

② 町民等が当該政策等の案を理解 するために必要な関連資料 (同項 3号)

少なくとも、教育基本法 17 条 及び地方教育行政の組織及び運営 に関する法律 1 条の 3 の規定、並 びに第 3 期教育振興基本計画にア クセスできる必要がありますが、 提供されていません。

(4)教育大綱は、パブリックコメント手続きの対象外です。

第2期美里町教育振興基本計画 は、教育大綱と一体であることを強 調されています。教育大綱は、教育 についての町長の方針・考え方です から、パブリックコメント手続きに なじみません。 資料として提示することを怠ってしまい、大変申し訳ありませんでした。今後、パブリックコメントを実施する際には、このようなことがないよう教育委員会で確認いたします。

ご意見にあるとおり第2期美里町教育振興基本計画を理解するために必要な関連資料を提示することを怠ってしまい、大変申し訳ございませんでした。今後パブリックコメントを実施する際には、このようなことがないよう教育委員会で確認のうえ、ご提示いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第2項で、「地方公共団体の長は、大綱を定め、又これを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。」とあります。このことから、教育大綱は、町長と教育委員会との協議・調整が必要なものと考えております。

2 2. 第2期美里町教育振興基本計画を改めて策定する必要はないと思います。 「理由」

(1)総合計画が存在します。

令和3年度から令和7年度までの本町における総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針として、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略(以下、総合計画という)が策定され、既に議会の議決を得て決定しています。

「教育の振興のための施策に関する 基本的な計画」は、この総合計画の基 本構想及び教育分野の基本計画に含 まれているはずです。もし含まれて いないのであれば、総合計画とは呼 べません。

(2)順序が逆です。

総合計画は、昨年12月に議決されています。議決後のこのような時期に、本町の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」を策定するのは、順序が逆で、全くナンセンスです。

ご意見の1.(3)①でお答えしたとおり、美里町教育振興基本計画は、見直しを行い、継続的に策定することを前提としております。第2期美里町教育振興基本計画は、美里町が定めた第2次美里町総合計画・美里町総合戦略を敷衍して策定したものであると考えております。

===

(3) 体裁を整えるだけになっていま			
す 。			
先に述べたように「教育振興基本			
計画」の要素は、総合計画に含まれ			
ます。敢えて作成する必要のない本			
計画を大綱と通底しているので、本			
計画と大綱は一体のものとすると			
いう考えは、「大綱」の体裁を整える			
ために「教育振興基本計画」という			
文書を作成することであり、本末転			
倒です。			